

いつも大変お世話になり、ありがとうございます。

先日、「食料・農業・農村基本法」が改正されました。「農政の憲法」ともいわれる重要な法律です。

今回の改正の目玉は、以下のとおりです。

- 1) いざという時に国民に必要な最小限の食料を確保するという「食料安全保障」の定義が盛り込まれた。
- 2) この目的を達成するために、国産の食料を基本に、安定的な輸入と備蓄を確保する。
- 3) 国内の市場が縮小する中、輸出によって農産物の需要を増やす。
- 4) 農産物の「合理的価格」を確保するために、小売り等などとも協力していく。
- 5) 環境に配慮した農業を推進する。
- 6) 人手不足の中、専業農家だけでなく、あらゆる農業関係者によって農業を支える。

問題は、これまで農業生産の指針とされていた食料自給率が、基本計画で定めるべき目標の例示とされ、法律における重要度が後退したことです。

その理由として、農水省は、「食料自給率は、今現在、国民が食べている食料のうち、何割が国産かを示す指標だ。だから米離れ・パン食が増えると、小麦などの輸入物の割合がどうしても増えて、自給率

が下がってしまう。とはいえ、国民の食の嗜好まで変える訳にはいかないので、政策目標には適さない部分がある」と考えているようです。

私は、こうした問題意識を共有した上で、**有事の際、国民が最小限度必要な食料を分母にした「食料安全保障版・食料自給率」を提案しました。**坂本農林水産大臣から、「こうした考えもあり得る」旨答弁もありましたが、**結局、法案に明記されませんでした。**

この基本法は理念法といえども、これまでは食料自給率を政策目標として掲げていました。やはり「食料自給率」のような具体的な目標は必要だと考えます。そうでなければ、「食料安全保障を確保するために、国内農業生産をどこまで増やすのか」という国の責務もはっきりしないからです。

こうしたことから、やむを得ず基本法改正には反対しましたが、今後、個別法案の審議で、疲弊し切っている農業を建て直すためにこれからもともに奮闘して参ります。

西郷隆盛は「政(まつりごと)の大体は、文を興し、武を振るひ、農を励ますの三つにあり」と喝破されています。誠にその通りだと思います。